

多治見市立南姫小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1 基本的な構え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条 いじめの定義

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、いじめはいつでも、どこでも、誰もが起こしえて、誰に対しても起こり得るという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常に持ち、すべての児童がいじめを受けることがなく、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、全教育活動を通じていじめの防止等のための対策を行う。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むことが必要である。

このため、子どもの自己肯定感、自己有用感を高めいじめを防止すること、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切である。

いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、早期解決を図り、さらにその再発防止に努める。

2 発達支持的生徒指導

(1) 本年度の重点

○「うつくしい心」「笑顔」をキーワードとし、仲間や家族、地域の人たちとのふれあい活動に取り組む中で、一人一人の自己肯定感や自己有用感を育てるとともに、人の心と命を大切にする子を育てる。

○「親育ち4363」を中心として、保護者や地域とともに、子育て・親育ちのための取り組みを行う。

3 課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりにつとめる。

①学校の伝統となる価値ある活動（委員会活動によるふわふわ言葉キャンペーン等）を児童が自主的に行うよう支援する。

②児童の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育の充

実を図る。

- (2) 児童一人一人が自己肯定感や自己有用感を高められる教育活動を推進する。
 - ① 全教育活動を通して自他の生命を大切にする心を育てる。
 - ② 児童が他者と関わる表現力を培う。
 - ③ 人とのつながりを大切にした体験活動を推進する。
 - ④ 児童の自己肯定感を育み、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進する。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめ防止のために、児童及び保護者に啓発活動を行う。
- (4) 職員の学級経営力向上及び人権感覚を高めるための研修を行うとともに、互いに援助を求め合える相談体制づくりをする。
- (5) 対策のための組織
 - いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止等対策委員会」を設置する。
 - ① いじめ防止に関すること。
 - ② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
 - ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
 - ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
 - ⑤ 年間5回（適宜外部専門家を含む）開催する。
 - いじめ事案発生時は緊急開催とする。
 - ⑥ 構成員（◎はいじめ担当教諭として本会議の主務を担当する）は、校長、教頭、◎生徒指導主事、教務主任、教育相談担当、養護教諭
 - ※必要に応じて保護者代表、主任児童委員、学校評議員等の第三者やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理及び福祉の専門家を招請する。
- (6) 社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携をはかる。学校評議委員会、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設け、いじめの問題について地域ぐるみで取り組む。

4 課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）

- (1) 「いじめはどの学校、どの児童にも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見つける。（登下校、授業、給食、掃除等の様々な場面での表情、言動、服装、児童相互の関係性、持ち物等の変化）
- (2) 変化がある児童が見つかった場合は、情報を共有して問題の早期解決を図る。
- (3) 児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ・ アンケート調査 年間4回以上
（市・県の行うアンケートがある月は兼ねる）
- (4) 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談担当者を定め、児童及び保護者に明示する。
 - ・ スクールカウンセラーの紹介（出勤日及び依頼方法）
 - ・ いじめ相談窓口の設置。
 - ・ 市教育相談室等関係機関の相談窓口の紹介。

5 困難課題対応的生徒指導

- (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・いじめを察知した場合は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し、すみやかに事実の有無の確認など必要な措置を講ずる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかにかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行うとともにいじめを受けた児童や保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、自分の行為を振り返る中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚すると共に、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応に留意すると共に、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはせず、いじめを受けた児童に対する行為が止んでいる状態が相当の期間（三か月を目安とする）継続しており、なおかつ、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるとき、いじめが「解消している」状態と判断するものとする。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、多治見市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(2) 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、速やかに多治見市教育委員会に報告する。
- ・同種の事態発生を防止に資するため、多治見市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、多治見市教育委員会に報告すると共に、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

6 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、

- ・いじめの防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめの対応及び再発防止に関すること。

の3点について、学校評価項目から適正に自校の取組を評価する。

7 個人情報の取り扱い

個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要になることから、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録と同様に保存期間を卒業後5年間とする。